

12月6日（火曜日）

第3日目

平成23年12月6日（火曜日）

議事日程第3号

平成23年12月6日（火曜日）

開 議 午前10時

第1 一般質問

質 問

応 答

第2 議案等の付託

散 会

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 佐々木 公 司 君

(1) 市立総合病院のアメニティーの向上について

- ・ 病める立場、患者の目線から改善してほしいこと

ア 電動ベッドの導入、特に整形外科

イ 浴室の混合栓とデイルームのテーブルの配置

ウ 早朝午前4時から

エ カード支払い化

(2) 観光戦略強化について

- ・ 県は観光分野を総合戦略産業と位置づけ、観光戦略強化に取り組むと表明したが、
当市における対応策はどうか

(3) 高齢化率全国一への対応について

- ① 高齢化率が島根県を抜き全国一となったが、今後どのように対応していくのか
- ② 超高齢社会の先進地としての取り組みは

(4) カラス対策について

- ・ もはや調査の段階から効果的なカラス対策に具体的に取り組む時期ではないか

2. 田 中 耕太郎 君

(1) 被災地の「瓦れき処理」の受け入れについて

- ① 本市がこれまで「今の段階では受け入れが困難」とする理由は何なのか。しっかり市民にも説明する義務があるかと思う
- ② どのような確信をもってこの現地視察や意見交換会に臨んだのか。また、その結

果報告をどのように受けとめられたのか

- ③ 仮に受け入れする場合、どのような焼却や埋め立て処分の行程をもくろんでおられるのか
- ④ 受け入れた場合、処理費用への負担配分があるのか
- ⑤ 震災ごみの受け入れの決断の時期はいつごろとお考えなのか。いつ結論を出そうとしておられるのか

(2) 環太平洋経済連携協定（TPP）について

- ① 交渉参加のメリット・デメリット
- ② 市として可能な限り独自にあらゆる取り組み・対策をしておくべき

3. 笹島愛子君

(1) 焼却灰処理

- ・ 搬入再開はできないとの結論。市民運動から何が見えたのか

(2) 子供に対する医療費助成に関する県の意向調査について

- ① 意向調査に対して本市ではどのような回答をしたのか
- ② 市の拡充を

(3) 生きがいを持てる高齢者居場所づくりの設置と、その際に専任者を置くことについて

(4) 図書館の閉館時間は午後7時まで延長すること

(5) はり・きゅう・マッサージ施術費助成の拡大と対象年齢の引き下げについて

(6) 国民健康保険が抱える問題点と再生への視点について

- ① なぜ国保税は高い
- ② 生存権をも否定するペナルティー
- ③ 国保改革の視点
- ④ 一般会計から繰り入れを
- ⑤ 減免制度の周知と自由申請について

(7) 住宅リフォーム助成制度を新年度も実施

4. 佐藤健一君

(1) 新規需要米と転作作物について

- ・ 飼料用米に今後も補助金を継続していくつもりか。むしろ他の転作作物（枝豆・山の芋・アスパラガス・ネギ・カボチャ等）にこの補助金を削ってでも厚い助成をすることが将来に効果がある

(2) 大館市農業公社の今後について

- ・ 公社の今後と耕作放棄地対策について

(3) 集落営農組合の法人化について

- ・ 5年以内に法人化という文言があったと思うが、今はどうなっているのか

(4) 岩瀬橋について

- ・ 老朽化により早急な対策が必要。その整備計画は

日程第2 議案等の付託

出席議員（28名）

1番	小棚木 政之君	2番	武田 晋君
3番	佐藤 照雄君	4番	小畑 淳君
5番	花岡 有一君	6番	中村 弘美君
7番	畠沢 一郎君	8番	伊藤 毅君
9番	藤原 明君	10番	千葉 倉男君
11番	佐藤 久勝君	12番	仲沢 誠也君
13番	虻川 久崇君	14番	石田 雅男君
15番	藤原 美佐保君	16番	斉藤 則幸君
17番	明石 宏康君	18番	佐藤 芳忠君
19番	吉原 正君	20番	佐々木 公司君
21番	佐藤 健一君	22番	田中 耕太郎君
23番	富樫 孝君	24番	田村 齊君
25番	菅 大輔君	26番	笹島 愛子君
27番	相馬 エミ子君	28番	高橋 松治君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	小畑 元君
副 市 長	吉田 光明君
総 務 部 長	花田 鉄男君
総 務 課 長	阿部 徹君
総 務 課 長 補 佐	阿部 稔君
財 政 課 長	芳賀 利彦君
市 民 部 長	斎藤 まき子君
産 業 部 長	木村 勝広君
建 設 部 長	丸屋 義明君
比内総合支所長	羽賀 一雄君

田代総合支所長	下山 廣君
会計管理者	金 賢隆君
病院事業管理者	佐々木 睦男君
市立総合病院事務局長	明石 和夫君
消 防 長	石井 直文君
教 育 長	高橋 善之君
教 育 次 長	大友 隆彦君
選挙管理委員会事務局長	戸田 恒夫君
農業委員会事務局長	奈良 明彦君
監査委員事務局長	田村 喜美雄君

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡部 清美君
次 長	豊田 耕司君
係 長	笹谷 能正君
主 査	長崎 淳君
主 査	若松 健寿君
主 査	佐々木 仁君

午前10時00分 開 議

○議長（藤原美佐保君） 出席議員は定足数に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

佐藤芳忠議員から発言を求められておりますので、これを許します。

○18番（佐藤芳忠君） 議長、18番。

○議長（藤原美佐保君） 18番。

○18番（佐藤芳忠君） きの中の一般質問の中で、私の発言の一部を訂正してくださるようお願いいたします。以上です。

○議長（藤原美佐保君） ただいま佐藤芳忠議員から発言の一部訂正の申し出がありましたが、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原美佐保君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出はこれを許可することに決しました。

なお、訂正箇所につきましては議長に一任願います。

○議長（藤原美佐保君） それでは、会議を進めます。

本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（藤原美佐保君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

最初に、佐々木公司君の一般質問を許します。

〔20番 佐々木公司君 登壇〕（拍手）

○20番（佐々木公司君） おはようございます。いぶき21の佐々木公司でございます。そろそろ新聞には世界のここの10大ニュース、また日本の10大ニュースが載る時期になってまいりました。私にとっても、ここのは忘れられない歴史に残る大きな節目の年であったと思っております。3.11の東日本大震災、4月の統一選、そして9月の入院。そういうことが大きな自分の人生の中の節目としてここのをとらえております。またもう一つ大きな課題を背負いながらこの年を過ごせるのかと思っているところであります。通告に従いまして4項目について質問いたしますので、市長並びに病院事業管理者の答弁をよろしくお願い申し上げます。

最初に、市立総合病院のアメニティーの向上についてであります。今回、病気により入院、手術ということで、弘前大学医学部附属病院と大館市立総合病院にお世話になり、約1カ月半の入院生活を余儀なくされました。ここで事細かく大学病院と市立総合病院を比較することは余り意味のないことかもしれませんが、よい点は取り入れてほしいという思いと、私自身が入

院生活の中で感じたこと、また、同じ入院患者の人たちの声を代弁させていただくことをお許しいただきたいと思います。このアメニティー向上についてであります。特に患者として、**病める立場、患者の目線から改善してほしいこと**の4項目を挙げました。まず、**電動ベッドの導入**であります。これは、全病室ともできればいいわけですが、**特に整形外科**については最優先してほしいということでもあります。整形外科入院の患者さんは、手や腕や足腰の不自由な人、点滴をぶら下げている人、松葉づえ・車いすの人、手術をして自分の体がままならない患者さんが多いのであります。ベッドに横たわっており、体位変換するのにも、一々ハンドルを回してベッドを上げ下げしなければならない状況であります。できるならば、体位変換にボタン一つでベッドを動かせるような電動ベッドがあれば、どれほど患者さん並びに看護師さんの負担が軽減できるのかと考えるものであります。

次に、**浴室の混合栓とデイルームのテーブルの配置**であります。各階の浴室は、私から言わせれば非常に狭いと感じます。また、お湯と水を使うシャワーにしても一番安い混合栓ではないかと思いますが、お湯と水の調整が1カ所でできなく、サーモスタット付きの混合栓ではありません。そしてまた、浴槽にお湯を張るときに、湯量の調節ができるサーモスタット付きの混合栓であれば、一定の量が浴槽の中に投入できればそれでストップという形ができますけれども、今のままでは一々人がそれを見ていなければならないという状況であります。次に、各階にあるデイルーム、いわゆる談話室に設置されているテーブルでありますけれども、私はあれは何のために置いているのか意味がわかりません。そして、よく見てみますと、廊下の動線からそのテーブルがはみ出ているのであります。よく人がぶつかるのではないかと思います。その角にぶつかっては困るようなガードのカバーをしておりますけれども、それもはがれているような状況であります。なぜか頑丈にボルトで設置されておりますので容易に動かすことはできません。少なくともストレッチャー等、あるいは松葉づえ・車いすの人が通るということであれば、動線上にはみ出す設置はすべきではないのではないかと私は考えます。

次に、**早朝**、これは**午前4時から**ですが、夜間早朝出入り口については、警備の人が具体的な数字を把握していると思いますが、4時になるとざっと待っている人が入ってまいります。そしてソファーに順番に並び、それから1時間後の5時に整理番号をもらい、それからまた2時間半後の7時半に診察券を投入する、そういう流れになっております。そしてやっと各科の診察順番待ちをする状況を見てみますと、何とかできないのかということを考えざるを得ません。特に休み明けの月曜日、そして休み前の金曜日の込み方がひどいのであります。これから冬場に入りますが、暖房もなく、防寒着で身を固めじっとソファーで待っている姿を見るにつけても、何か方法がないのかということを感じます。同じくこの病院だよりの第5号にも（病院だよりを掲げる）、患者さんの声として「診察券を受け付けてもらうために早く行きたいのですが、なぜ午前4時になるまで病院には入れないのですか？」という質問があり、それなりの回答がありますが、できれば何らかの善後策をとってほしいものと考えます。

そして、**カード支払い化**であります。既に他病院でも実施されていると聞きますが、特に入院費の支払いになると高額な現金を所持し支払いする状況になってしまいます。カード支払い化ができれば大変便利だし安心と考えますが、いかがでしょうか。この1点目については佐々木病院事業管理者からの答弁をお願い申し上げます。

2点目、**観光戦略強化**についてであります。県は**観光分野を総合戦略産業と位置づけ、観光戦略強化に取り組むと表明**いたしましたが、**当市における対応策はどうか**であります。観光振興強化による元気ある大館については、私は9月にも取り上げました。そのとき観光は総合産業だと述べましたが、くしくも県では、来年度予算編成会議の中で観光分野を総合戦略産業と位置づけ観光戦略強化に取り組むと10月17日に佐竹知事が記者会見で述べております。多様化する観光ニーズに対応する必要があると述べ、平成24年度に重点的に取り組む施策の一つとして観光分野の戦略的発展を挙げております。詳しくは多分今の12月県議会で議論されることかと思えます。一方、お隣の青森県では「結集!! 青森力」「未来への青森観光戦略〜とことん元気な観光産業を目指して〜」という副題で、三村青森県知事を本部長として各種施策の展開を発表したのは昨年11月であります。その中身として、1. 策定の趣旨、2. 戦略の位置づけ、3. 戦略の期間、4. 青森県観光を取り巻く外部要因、5. 青森県観光の現状、6. 青森県観光の課題、7. 戦略の目指す姿、8. 戦略プロジェクト、9. 関係機関との連携・役割、10. 戦略プロジェクトの推進体制、11. 戦略策定の経緯という項目でその中身を述べております。今回はこの中身については触れません。このような戦略の中で東北新幹線全線開通後1年を迎えたのであります。一方、12月4日付の秋田魁新報の一面のトップ記事として「『シャワー効果』震災で実感薄く」のビッグタイトルと「東北新幹線全線開業1年 県北地域、巻き返し懸命」という記事が載っておりました。大館市や能代市などは、青森県側から観光客が南下するシャワー効果が思うように得られず、観光客の流れをどのようにつくるのか、各地の観光関係者は巻き返しに懸命だと述べております。これらもろもろの背景の中で、ミニ秋田デスティネーションキャンペーン、プレ秋田デスティネーションキャンペーン、2年後の秋田デスティネーションキャンペーンに歩調を合わせ、県の観光戦略と相まって、行政を初め県北エリアの関係団体が一丸となって計画的な実効性のある戦略的観光を展開していく機が熟していると考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか、見解をお伺いいたします。

3点目、**高齢化率全国一への対応**についてであります。①**高齢化率が島根県を抜き全国一となりましたが、今後どのように対応していくのか**。そして、②**超高齢社会の先進地としての取り組み**はということですが、2010年国勢調査の確定数値によりますと、秋田県の高齢化率——総人口に占める65歳以上の割合が29.6%となり、全国一であることがわかりました。2009年まで36年連続トップであった島根県を抜いてしまったのであります。そして、秋田県の総人口は108万5,997人であり、2005年の調査時より5万9,504人の減、5.2%の減少であります。そして、人口減少率5.2%は全国で最も高かったのであります。一方、市町村別の人口と高齢

化率を見ても、最も高いのは上小阿仁村で高齢化率44.6%、最も低いのは秋田市で24.1%、それに続き大潟村は25.7%、潟上市は25.9%となっておりますが、我が大館市は人口7万8,946人、高齢化率が31.7%で、全県平均の29.6%を上回った数値であります。こうした高齢化がますます進み、2030年には秋田県の人口の40%が高齢者という超高齢社会が目前に迫っているのであります。私も来年には統計上高齢者になりますし、もちろん小畑市長も再来年には仲間入りするはずです。どうもお年寄りという言葉にはなじめないのであります、我々団塊の世代で元気な高齢者の第2ステージを迎えるのであります。高齢化を長寿社会と置きかえ、我々世代のパワーを今後の地域づくりや地域経済・地域活動に生かしていく施策が必要と考えます。このように超高齢社会がどんどん進展していく中で、世界でも最も深刻でスピードが早いと言われている日本の超高齢化に対応するため、ソリューションを考え実践していくことが不可欠と言われております。超高齢社会へのICT活用についての市長の見解をお尋ねいたします。ちなみに、ICTというのは情報通信技術であります。英語ではインフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーと言うそうではありますが、アクティブなシニアとして意欲ある健康な高齢者に向けたICTの活用がこれから大いに重要視されるのではないかと考えます。

最後になりますが、4点目、**カラス対策について**であります。このことについて取り上げると、またかと思われかねませんが、**もはや調査の段階から効果的なカラス対策に具体的に取り組む時期ではないか**と思います。一向にカラスが減っていると感じられないこのごろ、地元紙でも10月16日に、写真入りで「夕暮れの中心部を脅かす フン害に市民困り顔」「カラスのねぐら行動 効果的な対策なく」とのタイトルで記事が載っていたことは、皆さんも御存じのとおりと思います。大館自然の会が本年1月と2月に行った生息調査報告でも、市内をねぐらにしている羽数は約4,600羽としており、前年より約500羽の増とのことであります。そして、自然の会では調査を踏まえ、1. 生ごみ対策の継続、2. 生ごみ対策だけでは飛来数を抑えることは難しい、3. 全県的な調査、被害対策の交流が望まれると指摘しております。冒頭述べましたように、私は市立総合病院の9階の東側から中心部を朝夕ウオッチングしましたが、カラスの動向が手にとるようにわかります。高い建物として、ホテルルートイン、グランドパークホテル、NTT・東北電力の鉄塔、そしてまた旧正札竹村の屋上などに群がっている様子がまことによくわかります。こんな立派な観測地点はほかにはないと思うのであります、担当部署の職員にぜひこの場所で1回観測をしていただきたいと考えます。一方、特に歩いたり自転車等で市立総合病院に通う都度、市立総合病院前の交差点のおしゃれサロン美・ピープル前と病院の入り口へ入るヒポクラテスの木の前のおびただしいふんの量、そのにおいには開いた口がふさがらないのであります。まさに健康上もよくないわけであります。さて、以前にも取り上げたと思いますが、環境省自然環境局の「自治体担当者のためのカラス対策マニュアル」や、当然御存じだと思いますが、東京都の「カラス対策の状況について」をよく精査の上、具体的

な対策を望むものであります。私の計算でいきますと、カラス密度という言葉があるかどうかわかりませんが、東京都と大館市を比較すると、大館市は東京都のざっと36倍のカラス密度になります。そして、東京都は平成13年度から都市部を中心としたカラス対策に取り組んできており、5億円の予算のうち4億円をカラスの捕獲に使っております。平成13年度、カラスの生息数は3万6,400羽、そして平成22年度は2万800羽ということだそうです。平成13年度から平成22年度にかけてのトータルのカラス捕獲数は13万9,574羽とのことでありまして。そして、平成23年度の取り組みとして、1. トラップ捕獲及び大規模ねぐらでの巣の撤去の継続実施、2. ごみ対策では、区市町村に防鳥ネットの設置拡大などを要請しております。そして最後に、東京都環境局鳥獣保護管理係長の岩崎浩美氏のレポート「地域で取り組む効果的なカラス対策」を、これは多分平成17年度に作成されたレポートかと思いますが、よくよく研究の上、効果的なカラス対策に取り組んでほしいと思うのは私だけではありません。かなりの市民からこの苦情を聞いておりますので、実効性のある対策に取り組んでほしいと考えるものであります。市長の御見解をお伺いいたします。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手) (降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの佐々木議員の御質問にお答えいたします。

1点目の市立総合病院のアメニティー向上については、後ほど病院事業管理者からお答え申し上げます。

2点目、観光戦略強化についてであります。県は観光分野を総合戦略産業と位置づけ、観光戦略強化に取り組むと表明したが、本市における対応策はどうかということでありまして、県は観光戦略を強化するため、観光・物産・文化・交通政策などの部局を一元化した機構改革を行う方針を公表いたしました。また、けさ方の秋田魁新報で発表されたわけでありまして、名称については観光文化部ということになったわけでありまして。これは平成25年の秋田 destination キャンペーンに向けて、観光のビジネスチャンスを県の産業振興に生かそうとする総合戦略であると思われ、本市としても大いに期待しているわけでありまして。本市は、映画「HACHI 約束の犬」の全国上映を契機に平成21年を観光元年とし、市の観光戦略であるウェルカム大館プランを策定したところであります。このプランは、東北新幹線全線開業から秋田DCへ向けての市の観光戦略を示したものであり、これに基づき、市では観光案内機能の整備や観光案内人の養成と組織化、体験型観光受け入れに向けた窓口づくり、広域観光連携団体の立ち上げなど、観光の基盤整備を進めてきたところであります。今般、秋田 destination キャンペーンが開始されるに当たりまして、県もこれまで以上に観光に力を入れており、この秋から首都圏において全県一体となって観光キャンペーンを繰り返し実施しているところであります。本市もこれらイベントに積極的に参画しております。今後も県と連携しながら必

要な予算を確保し、また、市観光協会についても組織の立て直しを支援するなどしながら、大館のPRに最大限努力してまいりたいと考えております。

3点目、高齢化率全国一への対応について。①高齢化率が島根県を抜き全国一となったが、今後どのように対応していくのか、②超高齢社会の先進地としての取り組みは。この2点につきましては関連がありますので、一括してお答え申し上げます。議員御指摘のとおり、本県の高齢化率は2010年の国勢調査において29.6%となり、島根県を抜いて全国一となりました。また、本市においても高齢化率が31.7%と、県内25市町村中16番目という状況にあり、今後、社会保障費の増加、介護施設の入所待機問題、集落の過疎化などが深刻化していくことが懸念されます。こうした状況のもと、市ではこれまで高齢者を社会から支えられる人、いわゆる社会的弱者ととらえ、国の制度などを基本に、介護・福祉・医療などの分野別にさまざまな施策を行ってまいりました。しかしながら、これからの超高齢社会に対応していくためには、従来の取り組みに加え、高齢化社会を長寿が実現した社会と前向きにとらえ、高齢者を社会を支える担い手の一員とする新たな高齢者像への転換を図っていくことが重要であると考えております。現在、県が実施している「はつらつ高齢者輝きアクションプログラム」に本市から10名の委員が参加しており、高齢者が健康で生きがいを持ち、仕事や地域活動を通じて社会参加できる環境づくりなどについて議論しております。また、「ふれあいいきいきサロン」といった高齢者の方々の「居場所づくり」に向けて、市内の町内会や老人クラブなど80団体が主体的に取り組んでいるところであり、こうした取り組みが来るべき超高齢社会に対応するための一定の指針となるものと期待しております。本市におきましては、高齢者等低額フリーパス券支援事業や施設入所待機者解消への取り組みなどを行っているところではありますが、今後も高齢者が健康で安心して暮らしていくための施策を推進するとともに、高齢者の就業や社会参画に向けた取り組みにつきましても、秋田県が我が国の高齢化社会のモデルとなるよう積極的に進めてまいりたいと考えております。また、これは通告には具体的にございませんでしたが、ICTの活用についてのお尋ねもありましたので、この場でお答えしたいと思います。実際、団塊の世代以上は非常にコンピューターに弱い世代であります。そのために、例えばスマホその他、普通の携帯電話とは違ったコンピューター機能を持った、いわゆるガジェット機能がたくさん出てきているわけでありまして、それらを使いこなせない。いわんやコンピューターに関してとなると極めて弱いという世代であります。ですから、その意味でも高齢化社会においてICTの活用を図るためには、まずみんなで学習していくということ、これは機能を上手に使いこなせるようにしていくことが必要だと思っております。一方において、これは現在検討中でありまして、ポータルサイトを立ち上げまして、気楽にいろいろな情報にアクセスできる体制をとっていければと思っております。いずれ、こういった施策を総合的に進めていくよう努力していくことで御理解をお願い申し上げます。

4点目、カラス対策についてであります。もはや調査段階から効果的なカラス対策にどのよ

うに取り組むのかということですが、御指摘のように、カラスの飛来によるふん被害で市民が大変困っております。市の中心部へのカラスの飛来数を減らす方法として、えさを断つ、あるいは市街地から追い払うなどが考えられますが、えさを断つ方法については、市民の御協力を得ながらカラスネットを活用してごみステーションの管理徹底を図ることにより一定の効果が得られております。一方、市街地のカラス集合場所で光や音を使って追い払う方法も試みではしておりますが、よそに移動するのみで、いずれの方法も根本的な解決策にはなっておりません。今後もさまざまな対策を講じていく必要があると考えており、議員御提案のカラストラップによる捕獲についても、現在、東京都を初め他市町村の事例を調査しながら、その経費や効果について検討しているところでありますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○病院事業管理者（佐々木睦男君） 佐々木公司議員の御質問の1点目、市立総合病院のアメニティー向上について。病める立場、患者の目線から改善してほしいことについて4項目ございますので、お答えいたします。ア. 電動ベッドの導入、特に整形外科ということにつきましては、総合病院では患者さんの一日も早い健康回復を願い、日ごろから患者さんが穏やかに安心して潤いのある入院生活を過ごしていただけるよう環境整備に努めております。電動ベッド導入については、手動式ベッドに比べ3倍ほど高価なため、年次計画により平成24年度から順次導入してまいりたいと考えております。

イ. 浴室の混合栓、デイルームのテーブル配置についてでございます。浴室の混合栓の取り付けについては、高齢の方、手の不自由な方などさまざまな患者さんがおりますので、誰もが使用しやすい設備にすべく、早急に取りかえてまいりたいと存じております。次に、デイルームのカウンターテーブルの配置につきましては、確かに議員御指摘のとおりのももでございますが、ナースルームの死角となる廊下部分を見渡せる場所にあり、内線電話やコンセントも設置して緊急時に対応できるようにしております。また、病棟での栄養教室や糖尿病指導などでも活用してございますので、御理解をお願い申し上げます。

ウ. 早朝午前4時対応につきまして。早朝の病院への立ち入りについては12月号の病院だよりも掲載しておりますが、総合病院では防犯上、セキュリティ保持の理由から、午後9時から翌朝午前7時30分までは原則として救急患者さんや重篤な患者さんの御家族以外の立ち入りを禁止してございます。なお、予約診療が拡大すれば早朝からお並びいただくことが少なくなるため、できるだけ予約制による診療を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

エ. カード支払い化についてでございます。医療費のカード支払いについては、患者さんの利便性を高めるとともに、未収金の発生予防対策として収納率の向上に資するものがあるかと考えております。一方で、導入に当たっては病院が負担する手数料についての課題があり、これまで種々検討を重ねてまいりました。その結果、手数料の負担が生じるもののメリットが大きいことを踏まえ、平成24年4月より導入したいと考えております。なお、実施に当たっては

総合病院と扇田病院の2病院が同時に行うことにしております。いずれにしましても、市立病院では今後も患者満足度調査や御意見箱を通じて利用者の方からの御意見をいただきながら、計画的に予算を投入してアメニティーの向上に努めてまいりたいと考えております。よろしく御理解をお願いいたします。以上でございます。

○20番（佐々木公司君） 議長、20番。

○議長（藤原美佐保君） 20番。

○20番（佐々木公司君） 今、病院事業管理者から電動ベッドについて、そしてカード支払い化については、平成24年度から随時取り組んでいくという前向きなお話をいただきまして、ありがとうございます。それで、入院中は私は患者だから余り言うべきではないと思いましたが、やはり病院内において、いわゆる患者さんの目線でいろいろなものを見ていくと、不合理な点がきょうここで述べた以外にもいっぱいあるわけですが、そういった点を患者OBの人たちから意見を聞くとか、本当はここまで出ているのだけれども、また病院にお世話にならなければならないから言いたいことも言えないという患者が随分多いように私は思いました。そういうことで、余り細かいことまではこの場でどうのこうのということはありませんけれども、やはりお世話いただいている患者側の立場、そしてこれからもまた引き続き市立総合病院にお世話になると思えば言いたいことも言えないということがあるということを重々御承知おきいただきたいと思えます。

それから、小畑市長にですが、カラス対策については、これも決算特別委員会の場でもお話ししましたが、具体的にトラップで捕獲しないとかなりの数のカラスは減らせないということで、これは具体的に東京都が140カ所以上にトラップを設置して捕獲したということで、先ほど私は数字で言いましたけれども、13万9,574羽を捕獲したということで、そういった形で、もともと3万6,400羽いたカラスが平成22年には2万800羽に減ったと、一方では、そのことによってハトがふえたとかムクドリがふえたという現象があるかとは思いますが、やはり今の太田市の状況においては、捕獲しなければまだまだカラスはふえると私は思っております。そして、猟友会の方々が一定期間狩猟しているわけですが、よく聞くのは「たくさんとるほどばかき」と、一応1羽1,000円ということだそうですが、数が増えれば、その数を単価で割っていくとかなり少ない金額になってしまう」ということも言っております。したがって、鉄砲を撃つのは地域に限られますし、期間も限られるわけですので、そういう意味では、やはりトラップによる捕獲がかなり有効ではないかと思っておりますので、十分研究の上、まずテスト的に何カ所かでやっていただきたいと思っておりますけれども、この点はいかがでしょう。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（藤原美佐保君） 市長。

○市長（小畑 元君） カラスに対してはいつもさまざまな御指導をいただいております、

ありがとうございます。東京都知事がカラスを実際に食べてみたそうであります。そのくらいの覚悟が私も必要だろうと思っております。そういうことで、これから早速トラップについても具体的な検討に入って、できれば何カ所かで試験をしてみて、それでまた改善していきたいと思っておりますので、さきの決算特別委員会でも申し上げましたが、今後とも御指導・御鞭撻のほどお願い申し上げます。

○議長（藤原美佐保君） 佐々木議員、病院事業管理者には要望ということでよろしいですか。

○20番（佐々木公司君） 一応要望ですけれども、病院事業管理者の感想なりをお願いしたいと思います。

○病院事業管理者（佐々木睦男君） 議長。

○議長（藤原美佐保君） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（佐々木睦男君） 議員御指摘の点は私もよく理解しておりますので、いろいろな機会を通じて対応するようにしてございます。また、病院としましても患者サービス委員会等もございまして、いろいろな機会を通じてできるだけ対応するようにしています。なかなかこちらの思いが十分通じないという面もあるわけでございますけれども、皆さんの声を十分受けとめて対応してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（藤原美佐保君） 次に、田中耕太郎君の一般質問を許します。

〔22番 田中耕太郎君 登壇〕（拍手）

○22番（田中耕太郎君） おはようございます。いぶき21の田中耕太郎です。早いもので、ことしも残すところ1カ月を切りましたが、昨年の中ごろはと思い起こせば、4月に迫った選挙のことも含めいい年になってほしいと、日々せわしく生活していたことを思い出します。ところが、御承知のとおり3月11日、まさしく地獄絵図を思わせるような大震災が岩手県・宮城県・福島県の3県を襲ったわけですが、多くの方たちが家族や友人、家や町すべてを失い、いまだにその深い傷が癒えぬまま新年を迎えようとしております。先月21日、高橋議員を筆頭に、私も含め22名の議員の皆さんと、岩手県大船渡市の被災者の方たちが暮らしている仮設住宅へ、一足早いクリスマスプレゼントと言ったら語弊があるかもしれませんが、きりたんぼの炊き出しに行っただけでまいりました。その折、住民の方たちの話を聞いていたのですが、あの方たちが本当に望んでいるのは、物やお金をいただくのは確かにありがたいが、自分たちが今まで住んでいたところに戻って、いわゆる普通の暮らしが一日も早くしたいということでございました。帰りがけ、自治会長さんの涙ながらのお礼のあいさつにはとても複雑な気持ちにさせられました。と同時に、この程度のことしかしてあげられない自分が同じ東北人として、また同じ日本人として、同じ人間として、じくじたる思いをしてまいりました。最後に仲沢議員のハーモニカ伴奏に合わせて童謡の「故郷」を被災者の方たちと歌ったときには、言葉に言いあらわせないなさを感しました。よく人道的見地で「被災者の方たちの一日も早い復興を願っています」な

どと口では幾ら言っても、たわ言を言って喜びに浸っているような方たちは口にすべきではないと私は思います。正直、今回は瓦れきに関する質問も取りやめようかと何度も思いました。なぜかと申しますと、前回9月定例会での焼却灰の私の質問に対して、その翌朝の6時から執拗なまでの嫌がらせの電話やはがきがあつて、こんなことまでするような人たちを相手にしてもしようがないと思ったりもいたしました。しかし、あの被災地の方たちのことを思いましたら、そうしてもいられないと自分に言い聞かせて今ここに立っております。幾ら悔しくても幾ら悲しくても大声で泣けない。幾ら楽しくても腹の底から笑えない。そんな方たちのことを、何でも反対されている方たちはどう思っているのか。そんな方たちに対案を求めれば「汚染されていない食料品を届けたり、被災された方たちの受け入れを」とか言っておりますが、先ほども申し上げたとおり、被災された方たちはそんな施しを受けるよりも一日も早く自分の土地での暮らしを再建したいというのが本音でございます。受け入れられるよりも戻りたいのです。しかし、被災地の木の枝の一本も持ち込んだらだめ、しまいには「福島物は福島で穴を掘ってでも処分しろ」などと、余りにも人として常識外、論外のことで、しかも当たり前のようにそう言っている。まさしく狂気のさたとしか思えない。本当に戦後日本の悲劇以外の何物でもないと強く思わざるを得ません。福島県人は福島に住むなということでしょうか。国の安全基準が信用できないと言いつつ、普通にスーパーで食料品を買い求め食事をつくる。「食品安全基準の方は信用できるが放射線量は違う、だめ」とでも言いたいのか。わけのわからないことばかりまくし立てていないで、被災住民の立場で御判断いただきたいものです。先月のとある新聞のコラムにこんな見出しがしていました。「風評被害と風評加害」、内容を言えば長くなりますのでやめますが、少なくとも私は後者、つまり風評加害者にはなりたくありません。ほとんどの議員の皆さん、そして多くの市民の皆様もそうだと思います。それでは通告に従いまして質問いたしますが、市長におかれましては「思いやり」という4文字を胸に、誠意ある御答弁を願います。

被災地の「瓦れき処理」の受け入れについて、5点にわたって質問させていただきます。あの未曾有の東日本の大震災から、はや10カ月になろうとしております。ところで、被災地における瓦れきの撤去、そして処分が今、放射能汚染地を除き復旧に向けて当面の大きな課題となっておりますことは皆様御承知のところでございます。国を初め被災県も既に、地元だけではその処分ができないとして全国の自治体に処分の受け入れを呼びかけているのですが、確かに瓦れき量のすさまじさは想定を覆す膨大なもので、これが片づかないと、とても地元の復興はあり得ないものと認識するものでございます。調べてみますと、東北3県の瓦れきの推計総量、これは7月のデータでございますが、約2,260万トン。この量は阪神淡路大震災の1.6倍に匹敵し、全国の年間廃棄物総量の2分の1に相当するとも言われております。ちなみに、21年度における本市のごみの排出量は約2万8,800トン余りですので、量的には本市の排出量の780年分に相当するというけた違いな瓦れき量だと言えます。その内訳を見ますと、岩手県が440万ト

ン、放射能汚染地を除く福島県は230万トン、宮城県が1,590万トンです。しかも、海水につかた瓦れきには大量の塩分が含まれており、それが安全な処分を一層難しくしているようで、特に瓦れきの山は都市の再整備計画の妨げとなっているやにも聞き及んでおります。もはや手分けして処分に当たらないと、東北被災地の復興はあり得ないのではないのでしょうか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そうした中、11月初め、東京都が宮古市の被災瓦れきを平成26年3月まで、50万トンの受け入れを決断されました。東北では山形県の6市町村が先んじて受け入れておりますが、その英断とそこに至るまで多くの御努力をされたであろう関係者の方々に心より敬意を表したいと思います。また先月末には、八戸市が放射性セシウム濃度で1キログラム当たり100ベクレル以下の瓦れきを再生処理のために受け入れました。先月25日には盛岡市も宮古市の瓦れきの受け入れを決め、既に搬入を開始しておりますが、同じ県内、あるいは隣接する被災地としての思いがあるにしろ、頼もしく勇気づけられるものでございます。私は、東北市長会・市議会議長会の一員としても、こういうときにこそ東北の自治体が手を差し伸べないでどうするのだと、そんなことを強く思うものです。そうした中、本市は国の受け入れ意向調査の際、現時点での受け入れは困難とコメントしております。たしか相当の理由があったと思いますが、本市と小坂町に国の基準を超える焼却灰が搬入されていた問題を踏まえてのことなのか、あるいは横並びに各自治体の動きを見ての回答なのか、単に検討する時間がなかったのかなど考えるところでございますが、どういった理由があるのでしょうか。**本市がこれまで「今の段階では受け入れが困難」とする理由は何なのか。何がネックになっているのか、その点をしっかり市民にも説明する義務があるか**と思いますので、まずその点について、改めて市長の御答弁をよろしくお願いいたします。

次に、大館市は先般、後発ながら震災瓦れきの現状視察研修に参加されましたが、その概要や結果などに関連してお伺いいたします。先月18日、環境省が震災瓦れきの広域処理への理解を深めてもらおうと、岩手県宮古市で全国の自治体を対象に現地視察・意見交換会を開催した折、本県からは県や秋田市を初め、参加を決めた本市も含め6市1事務組合の担当者が参加されております。新聞報道によりますと、参加する県や各自治体は「処理方法などを聞き、今後、住民や市町村から理解を得るための参考にしたい」としているほか、「受け入れるかどうかは中立的に検討していくが、まずは現状を把握したい」、あるいは「瓦れきの分別状況を重点的に視察したい」と、安全確保を前提に受け入れを検討するための情報収集に当たる構えを見せております。ここでは大館市のコメントは見られなかったのが残念ですが、当然放射線量の計測が十分チェックされたものというのが前提になることは申すまでもないことでしょう。ついては、このたびどのような確信をもってこの現地視察や意見交換会に臨んだのか。また、その結果報告をどのように受けとめられたのか。この点について明らかにしていただければ幸いですので、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

ところで、大館市のごみ処理の現状を見てみますと、平成21年度、本市の年間ごみ排出量は

2万8,840トンという数値がございます。このうち2万3,000トン余りを焼却処理しておりますが、300日フル稼働して2万7,900トンを焼却処分できる計算になり、これを想定して焼却処理を絞り込めば、単純には年間換算で約4,000トンの余裕があることとなります。ちなみに、受け入れに前向きな姿勢を示している秋田市のごみ焼却方式はすべて熔融炉方式のようで、熔融炉での焼却指針が示されていないことや、熔融炉から出るスラグやメタルの処分を有効活用に回さずに全量を埋め立てした場合、埋立地の残り利用可能年数は34年から4年に縮まるといった懸念材料もあるようです。そこで、本市は仮に受け入れする場合、どのような焼却や埋め立て処分の行程をもくろんでおられるのか、アウトラインで結構ですので、その点についてもお示し願いたいと思います。

次に、国はこのたびの瓦れきの運搬に当たっては、セシウムを含む放射線量が1キログラム当たり100ベクレル以下なら搬送可能としております。また、焼却灰の埋め立てに当たっては8,000ベクレルを可としているが、これらの数値がいまだ不安だとするなら、暫定基準値であるが水・牛乳など飲料の放射線量を200ベクレル以下とする数値さえ信頼できないということにもなりかねません。そういう意味では、瓦れきの搬入に健康被害云々を持ち込むこと自体が風評被害かと思うのですが、いかがでしょうか。また、このたびの事例に関しては軽々に臨むことなく、プロジェクトの立ち上げや基本方針をつくるなど、そうした取り組みも大事かと思うものでございます。ところで、一般廃棄物の処理は本来、最終処分までが市町村の負担でございますが、今般の震災で被災された市町村の行政機能の低下を考慮し、一部を県が代行している実情もあります。また当初、国や政府の要請の中身がどうしても見えてこない中で、瓦れきの撤去は国が全額負担することが決まりましたが、そうした場合、撤去とはどこまでをカバーし、処理・処分を受け入れた自治体に対して、その費用の負担補助や配分があるのかといったことがはっきりつかみ取れません。本市の平成22年度におけるごみ処理費は、主に委託料その他を含め8億5,000万円余りでありますが、収集・運搬を除いても、これが大きく膨らむことは明白であります。受け入れた場合、処理費用への負担配分があるのか、その点についてどのような見解が示されているのかについても伺いたします。

私は、日本のリサイクル産業都市を標榜する大館市にあっては、特に先んじてこれの受け入れを検討する必要があるかと思えます。さきの焼却灰の受け入れは民間企業が先行した嫌いもなくはありませんが、このたびの瓦れき処分の受け入れは他の自治体に先駆けて行わなければならないと思います。昨年の事業仕分けでの光景にありましたが、「なぜ1番じゃなきゃならないのか」なんて言っている場合ではないでしょう。しかも、大館は何事も「二番せんじ」じゃ無意味な感が否めません。これまでも同じ課題を負ったときに、大館市の名前が出てまいりません。このことは、後々まで秋田県、いや東北の歴史に残りませんし、また多くの職員の士気高揚にもつながらないと思います。ただ「頑張ろう！東北」の氣勢だけじゃだめだと思います。また、大館市には有能な廃棄物処理企業もあるわけで、こういうときこそ官民挙げて取

り組むことも必要かと思えます。ぜひ共同の取り組みを進められたらいかがでしょうか。先月28日、秋田県知事は記者会見の席で、この12月中にも廃棄物の運搬処理の指針をまとめ、県独自に県内市町村に対して3回目となる受け入れ意向の再確認をする考えを明らかにしております。本市ももうぐずぐずしていただけないと思えますが、市長の心の中ではこの**震災ごみの受け入れの決断の時期はいつごろとお考えなのか。いつ結論を出そうとしておられるのか**、この場をお借りし、市長の賢明な御見解を伺います。

続きまして、**環太平洋経済連携協定（TPP）**についてお伺いいたします。以降、TPPと略して質問いたします。毎日のように、テレビ・新聞にこのTPPという3文字が出ない日はないほど、最近では日常生活の中に溶け込んできておりますが、その実、アンケートをとると聞いたことはあるがよくわからないという方が多数まだいらっしゃいます。とりわけ農業県である我が秋田県においては、何ら例外扱いされずに米が自由化されましたら、全滅とまではいかなくても相当の痛手を負うであろうことは素人の私でも容易に予測できます。米は778%、小麦は252%などの高い関税で農産物が守られてきましたが、米などの農産物を含め約940品目で関税をなくすよう求められております。TPPは日本の地域経済や社会を崩壊へと導くかもしれません。農業が主産業の地方にとってはなおさらで、3月11日のような大激震に見舞われるかもしれないのであります。市長も御存じのように、日本の農家は1戸当たりの耕地面積が狭いため生産の効率が低く、また何よりも今現在、農業を営む人の平均年齢が66歳と高齢化しており、当然のように後継者も少ない。このままTPPに参加となれば、安い輸入品との競争に耐えられるよう日本の農業を強化する必要があると政府は口では言うものの、仮に農地を集約して農業経営を大規模化して多少効率を高めても、アメリカやオーストラリア・中国などの広大な面積の耕地でつくられるものと真っ向勝負したら、勝ち目の力の字もありません。このTPP参加には10年ほどの時間があるやに聞いておりますが、市としてはその内容をきちんと精査した上で、**交渉参加のメリット・デメリット**をお知らせ願いたいと思えます。広報等を通じて特集を組むなりして、広く市民にこの問題をわかりやすく提起していくべきものだと私は考えますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

ここまでは農業に関してお話してまいりましたが、同様のことが土木・建築を含む公共工事にも影響してくるようでございます。例えば、経済産業省によりますと、地方の公共事業における設計などの入札で4割ほどが外国企業に解放される可能性があると言っております。ただでさえ公共工事が減ってきている中で、入札競争が激化してくることが予想されます。都市部の工事が減ったことで県外の手が秋田県に進出し、公共工事も民間工事も大手による受注が多くなり、地方企業はとろろてん式に孫請・ひ孫請で仕事をもらうケースがふえてきております。国交省の公共工事の基準額では、2004年度、8時間当たり1万9,000円だった秋田県の大工さんの労務単価が、2011年度は1万5,700円に落ち込んでおります。TPPによって海外企業にも公共工事が解放されると、そのしわ寄せが地方の中小企業へ影響してまいります。

今はまだピンとこない話ではありますが、ピンとこないうちに備えあれば憂いなしで、市として可能な限り独自にあらゆる取り組み・対策をしておくべきと私は考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

以上で私の質問を終わりますが、改めて岩手・宮城・福島各県の被災住民の方たちの一日も早い復興にお役に立つよう一議員として努力することをここにお誓い申し上げ、終わります。ありがとうございました。（拍手）（降壇）

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長（小畑 元君） ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。

1点目、被災地の「瓦れき処理」の受け入れについて。①これまでの「今の段階では受け入れが困難」とする理由は何なのか。しっかりと市民に説明する義務があるかと思うということですが、国から照会のあった「廃棄物の受入検討状況調査」につきましては、被災地の瓦れきが可燃物なのか不燃物なのか、可燃物のときはどれだけ異物が混入しているのか、廃棄物の大きさ、リサイクルできるものなのか。また、放射性セシウムの濃度や分別がどのように行われているか等、不明な点が多いことから、現時点では受け入れの可否を判断できる状況にはないという旨の回答をしたものであり、御理解いただければありがたいと思います。

②現状視察、意見交換会に参加したが、どのような確信をもって臨んだのか。また、その結果報告をどのように受けとめられたのかということですが、被災地における災害廃棄物、仮置き場の状況を確認するため、去る11月18日、国主催の宮古市での現地視察会に職員を派遣いたしました。現地の瓦れきの仮置き場では、瓦れきが処理しやすいように性状ごとに分別され、放射線量測定による厳格な安全確認が行われていたとの報告を受けております。また、このような瓦れきの仮置き場が岩手・宮城両県に280カ所もあるとの説明を受けまして、被災地復興のためには、とにかく瓦れきの処理を早急に行うことが不可欠であると考えたところであります。

③仮に受け入れする場合、どのような焼却や埋め立て処分の行程をもくろんでおられるのかについてですが、被災地の瓦れき処理につきましては、国が処理に関する基本的な方針を示した上で、国や県全体で計画的に取り組むべきものと考えております。仮に受け入れするとしても、処分方法は瓦れきの量や種類によって違ってくると考えられます。受け入れの対象となる瓦れきが可燃物なのか不燃物なのか。放射性セシウムの濃度や分別がどのように行われているか。瓦れきが可燃物の場合の異物混入の度合い等を十分に調査・検証し、市民の安全確保を最優先とした上で検討してまいりたいと考えております。

④受け入れた場合、処理費用への負担配分があるのかというお尋ねですが、震災廃棄物の処理費用は、その全額が排出元の自治体から受け入れた自治体に支払われることになっており、受け入れた自治体に財政負担が生ずることはございません。また、排出元自治体には国が補助金交付等の措置を講じることになっているものであります。

⑤震災ごみの受け入れについて、いつ結論を出そうとしているのかというお尋ねであります
が、瓦れきについては東京都が受け入れ・処理を開始し、県外の他市においても受け入れを表
明しております。本市といたしましては、県がどのような方針を出すか注視しているところ
あり、その方針をもとに市民の安全確保を第一とし、皆様から十分に御意見を伺いながら判断
してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

2点目、環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）について。①ＴＰＰ交渉参加によるメリット・デ
メリットについてであります。ＴＰＰにおけるメリット・デメリットにつきましては、さまざ
まな立場から議論がなされているところでありますが、新聞報道等によれば、メリットとしま
しては、関税の撤廃により廉価な原材料品の輸入や日本製品の輸出拡大によって、日本の国内
経済の担い手である製造業を活性化させること。また、医療の面では、混合診療の解禁により
患者にとって治療を選択する幅が広がるといったことが言われております。一方、廉価な海外
農畜産物の流入による米や小麦などの生産額の減少や、海外からの低賃金労働者の流入による
賃金の低下、医療・保険分野においては、自由診療市場の拡大に伴う公的医療保険の給付範囲
の縮小や医療の質の低下が危惧されることなどがデメリットとされているわけでありませ

②ＴＰＰ参加を前提にした市としての独自の取り組みの必要性があると思うがということ
ありますが、現状のままでのＴＰＰ参加は、本市の基幹産業である農業・畜産業が壊滅的なダ
メージを受けることが予想され、その他の分野についても協議の経過を注視していかなければ
ならないものと考えております。しかしながら、農業に関しては、農業従事者の減少や高齢化、
経営耕地面積の減少、耕作放棄地の増加などの状況から、ＴＰＰ交渉への参加の有無にかかわ
らず市が取り組むべき課題は明確であり、今後も農業基盤の整備、担い手への農地集積促進に
よる経営規模の拡大、米にかわる農作物の産地化の3点を強力に推進していく必要があると考
えております。さらに、市民へのＴＰＰ関連の情報の提供の強化という点については、今後も
常に新しい情報が入り次第、さまざまな手段を講じて市民の皆様方にも御説明をしていき
たいと考えております。また、公共工事に関して、大手が結果として地方に参入してくる可能性が
出てくるのではないかとありますが、これもまた、ＴＰＰ交渉への参加の有無にかかわら
ず地元発注をできるだけ促進していくように今後も努力していきたいと思っております。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○22番（田中耕太郎君） 議長、22番。

○議長（藤原美佐保君） 22番。

○22番（田中耕太郎君） 1点だけ市長にお伺いいたします。先ほど来と申しますか、きのう
も同じようなこの瓦れきその他を含めての質問の中で、ただいま市長からお答えいただいた
「市民の安全を」とは、何をもち市民の安全とおっしゃっているのか、いまだに私は正直わ
かりません。国や諸機関の基準がセシウムに関しては何にしても安全だと、この数値ならばい
けるといふ数値が何度も示されておるのにもかかわらず、これがいけないというなら何を担保

にすれば市民の安全とおっしゃっているのか、そこをお聞きしたいと思います。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（藤原美佐保君） 市長。

○市長（小畑 元君） とりわけ、放射性物質の有無というのが一番、今議論になっているわけでありまして。瓦れきの種類その他いろいろありますので、具体的に運び込まれるものを見なければ何とも言えないわけですが、放射性物質が含まれていないという場合には、私は特段そんなに問題があるとは考えておりません。今、「市民の安全」と特に申し上げた点は、この放射性物質なわけでありまして。秋田市長の見解にもありましたけれども、焼却可能なのか焼却しなければ処理ができない、そういった瓦れきが持ち込まれ、仮に焼却処分した場合に、その焼却灰の処理がまさに今までも議論になってきたわけでありまして。焼却灰の中に放射性物質が多量に含まれている場合、もしくは量にかかわらずと言った方がいいかもしれませんが、今までも各団体においては、これらのことについて拒否ということで、大変に皆さんから御意見が出てきたわけでありまして。ですから、今回も瓦れきの処分に関して言うならば、まさに放射性物質の有無というのが一番大きな、私は今後も市民の皆さんに問いかけなければいけない課題だと思っております。

○22番（田中耕太郎君） 議長、22番。

○議長（藤原美佐保君） 22番。

○22番（田中耕太郎君） よくわかりましたが、市長が今おっしゃっています有無というのは、100かゼロの話なのでしょうか。そこをお聞かせ願いたいと思います。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（藤原美佐保君） 市長。

○市長（小畑 元君） 県全体として、そしてまた国としての方針が示されることが第一だと思います。次に、市民の皆様方に、しからばどれだけの量ならばいいのかということについては、実は今まで具体的な議論がなかったわけです。ですから、これは今後、皆さんとともに議論していかなければいけない課題だと考えております。

○22番（田中耕太郎君） 議長、22番。

○議長（藤原美佐保君） 22番。

○22番（田中耕太郎君） ぜひ、市長には前向きに取り組んでいただいて、今、私の質問の中で申し上げたとおり、やはり被災地の方たちのことを本心考えて我々は政治をしていかなければならないと思いますので、よろしく願い申し上げ、終わります。

○議長（藤原美佐保君） この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時18分 休 憩

午後 1 時00分 再 開

○議長（藤原美佐保君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

申し上げます。昨日の佐藤芳忠議員の一般質問において保留しておりました答弁については、お手元に配付しております。

○議長（藤原美佐保君） それでは、一般質問を続けます。

笹島愛子君の一般質問を許します。

〔26番 笹島愛子君 登壇〕（拍手）

○26番（笹島愛子君） 日本共産党の笹島愛子です。通告に従って質問いたします。最初に、焼却灰処理に関する質問を行います。3月11日の大震災から間もなく9カ月になろうとしています。時々報道されます津波の状況や原発の爆発映像などを見るたびに、災害の恐ろしさを感じずにはられません。津波は自然災害であります。原発事故は安全神話のもとふやし続けてきた完全なる人災であり、今なお被害が拡大している状況であります。福島県では新たに米から安全基準値を超える放射性セシウムが検出され、出荷停止になりました。このような中、東日本大震災の復興、原発災害の除染費用などを盛り込んだ国の第3次補正予算が成立しました。かつてない大災害です。古い政治の枠組みを根本から見直し、大胆に財源を確保し、文字どおり本腰を入れて取り組まなければ乗り越えることはできません。除染費用は福島県飯館村だけでも3,224億円と試算されている中、大震災前に計画した法人税減税を来年度から実施しようとしています。これは、復興のため庶民には増税をお願いすると言いながら、大企業に減税する逆立ちしたやり方と言わなければなりません。庶民に増税した分が大企業の減税に吸い込まれ、復興財源は全く生まれないということであります。私たちは財界の利益と米軍優先の古い枠組みを打ち破れば、復興をしっかりと支えることができることを明らかにしております。また、原発による被害は遠く離れた地域にも大きな影響を及ぼしていますが、原発事故の賠償と除染の費用は第一義的には原発事故を引き起こした東京電力が負担すべきですが、原発で大もうけした原発利益共同体にも負担を求めるよう提言しております。さて、この原発事故による影響がはかり知れないものであることは誰もが認識しているところだと思います。本市では言うまでもなく他市から受け入れた一般廃棄物の焼却灰に国の基準値を大きく上回る放射性物質を含んだ灰が搬入されたことから、受け入れ再開反対の市民運動に発展し、未処理の焼却灰を搬出自治体に返却し、結果、市長も現段階では再開できない旨の発言をし現在に至っている状況であります。これらの流れを見る限り、ともすればこれで安心と見る市民もおられるようですが、やはり圧倒的に多く聞かされるのが行政に対する不信感の声です。それはこの間の行政の姿勢が一因だと思われまます。それは説明会の開催を市みずから行ったのがたった1カ所、花岡地区だけだったからであります。それ以外は市民団体からの要請によるものであり、説明会場はほとんど市の中心部であります。説明会に行きたくても会場が遠すぎるのです。これだ

けの大問題にもかかわらず、どうして地域ごとや旧行政区ごとなどに出向いて説明を行おうとしなかったのでしょうか。事は放射能であります。自然界にあるものや病気治療のため限定的に行うものなどとは全く違う性質のものであります。市長みずから緊迫感を持って対応すべき大問題であり、市民も市長の口から直接説明を聞き、わからなければ意見を述べ、反対の意見が強ければ当然そちらに耳を傾けて判断するのが民主主義のあり方だと思うものです。それが担当課任せの説明会であったため、市民からは怠慢ではないかとの声も上がり、それが信頼を欠くことにもつながったと思うものです。これらについて市長の認識はいかがでしょうか。今後の行政運営にもかかわります。考えをお聞かせください。また、**搬入再開はできないとの結論**を出されましたが、このような結論を出すに至った経緯は市民運動の広がりがあったからではないかと推察するものですが、市長は**市民運動から何が見えたのか**、率直なお気持ちを聞かせていただきたいと思います。私は議員をさせてもらってからこの間、いろいろな市民運動を見させていただきまし、みずから参加した経験も多々ありますが、今回の市民運動はとにかく速いテンポで広がり、活動も積極的であり、とてもとても真剣で深刻な様子が伝わってまいりました。放射性セシウム濃度が国の基準値を大きく上回る2万8,100ベクレルの焼却灰が本市に運ばれていたとの報道後、私たちは党としても何度か現在の焼却灰は処理しないよう、また、今後も搬入再開しないことなどを求め、9月定例会の一般質問でも同趣旨の質問を行うなど、それこそ対応方を強く求めてまいりました。しかし、その時点では「問題がなければ」とか「基準を上回っていなければ」とか「搬入に当たっては二重・三重のチェックを行う」などと繰り返し、再開に意欲を燃やしておりました。しかし、福島県以外にも被害が拡大し連日のように報道が行われている中、「とにかく、まずは放射性物質を日本中に拡散させず、放射能に汚染されていない地域で支援できることをやるべきだ」等々の理由から、受け入れ再開はやめさせたいという市民により一つの運動体ができました。その後、女性中心の、放射能から子供たちを守りたいとの思いなどから、これまた運動体ができました。さらに近隣市町村の住民等による運動体もできて、市・町民挙げての署名運動にまで広がっておりました。特に女性のパワーはすごいと思いました。命を産み出す母親は、命を守り、命を育てる、この女性ならではのエネルギーのみなぎった運動体として活動しております。本市においては、公害問題や農地転用事件など司法にかかわる、いわゆる専門的な分野の方やオンブズマンなどが運動体となった市民運動が多かったものと思われませんが、今回は人として、父として、母として、単純に言えば語弊があるかもしれませんが、本当に、単純に危険なものから命・健康・地域を守りたいとの強い思いでもあると思われ、今までの市民運動形態とは違うものであるように見受けられました。それもただ市からの説明を受けるだけでなく、処理業者からも話を聞くことや専門家の方を招いての学習会、また、他市で行われた講演会にも積極的に出向いて情報を得ながらの精力的な活動には心から敬意を表したいと思うものです。市民運動の状況をいろいろ述べましたが、市長はこれらの市民運動から何が見えたのでしょうか。市長の思いを率直にお

聞かせください。

次に、**子供に対する医療費助成に関する県の意向調査**についてお伺いいたします。最初に、その意向調査に対して本市ではどのような回答をしたのでしょうか、まずお聞かせください。秋田県は子供の医療費助成について、現在の就学前乳幼児から小・中学生へ対象年齢の拡大を検討しておられるようであります。そのため、県内市町村に対しこのような意向調査を行ったものと思われま。私たちはこれまで子育て支援・少子化対策として子供の医療費助成制度の拡充を提言してまいりましたので、これは大いに歓迎するものです。しかし、一部の市や町では財政難を理由に拡充することに消極的な意向を示しているとも聞こえてまいります。県が積極的に拡大するというのであれば、ぜひ実施してほしいと思っています。その調査の1点目は、助成対象年齢を小・中学生まで拡大すること。2点目は所得制限について。3点目は自己負担について。4点目は実施基準の統一についてなどとなっております。これらについての回答及び評価についてはどうでしょうか。

また、県の助成制度がどの部分まで実施されるのか未確定ではありますが、県の実施時期を待たずとも小・中学生までの拡充を実施するべきと考えますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。ちなみに県内25市町村のうち23市町村が所得制限の撤廃を行い、18市町村が自己負担を撤廃しています。大多数の市町村が実施しているということは、これが県民の強い願ひであることを示しているものです。ちなみに現在、本市では3歳未満児及び3歳から就学前まで入院の場合は所得制限なしであり、該当する保護者からは喜ばれているところではありますが、しかし、何といたしましても、未就学児の場合、外来診療が圧倒的に多いと思われま。すので、市として拡充する方向をぜひ示していただきたいと思ひます。そのためにも、このたびの県の拡充計画に賛同し推進するよう強く要望していただきますようお願いしたいと思ひます。また、所得制限と一部自己負担を撤廃するようこれも県に要望すべきです。さらにアンケートにある助成実施基準の統一につきましては、県が所得制限と一部自己負担を撤廃することで実現できるものと思われま。すので、ぜひこの点も強調していただきたいと思ひます。そして、もし県が仮に子供の医療費助成制度の拡充を先延ばしするようなことがあったとしても、現在の市の制度維持は当然行い、その上で独自の拡充策を実施していただくことを重ねて要望しておきます。子供の病気は親・家族にとって多大な心労をもたらすこととあわせて家計にも大きな影響を及ぼします。どうか県に対しましては毅然たる態度で要望することとあわせて**市の拡充**を行っていただきますよう市長のお考え・決断をお聞かせください。

次に、**生きがいを持てる高齢者居場所づくりの設置と、その際に専任者を置くこと**についてお伺いいたします。以前にも高齢者支援の一環として高齢者がその地域ごとに集える宅老所なるものの設置を求めてまいりましたが、実現に至っていない中、市民要望も広がっておりますので再度お伺いするものです。本市におきましては介護保険対応のグループホームやデイサービスセンターなどここ数年ふえております。しかし、高齢者の要支援の方々や自立できている

方々を対象とした生きがいを感じることができる居場所が求められているのです。宅老所とか何とかサロンとかシルバーセンターとかネーミングはどうであれ、毎日高齢者が集える居場所が必要とされているのです。新築する必要はなく、各町内の空き家等の借り入れなどで十分対応できるものと思われます。以前にも同趣旨の質問を行いました、その後、空き家等も含め積極的な調査は行ったのでしょうか。早急に、まずは必要性の高い地域等の調査を始めていただきたいと思います。そして、試行的に冬期間だけ始めてみるということもいいと思います。その際、専任者を置くことは必須条件です。もちろんボランティアではなく報酬が発生する専任者のことです。この事業は軸になる人がいなければ長く続けられませんし、家族も安心できません。市長、高齢者の居場所づくりに対する心構えをぜひお聞かせください。

次に、**図書館の閉館時間は午後7時まで延長すること**についてお伺いいたします。私自身最近、専門書以外は読んで楽なもの、読み終わってストレスがたまらないものなどを読んでいます。いわゆる楽しみを得るため古本屋にも出入りしているのが現実であり、図書館から足が遠のいているのも事実であります。しかし、一時期、私は図書館派の一人でありました。この図書館の空気は独特なものであり、図書館派の人にとってはオアシスです。そのオアシスのような図書館の閉館時間をせめて午後7時にすることを心から要望するものです。これについては市民からもこの間、何度か要望されておりました。この閉館時間につきましては、ここ数年試行的に6時まで延長した実績があります。施行に当たって、私は幾ら車社会とはいえ、5時まで勤務した後、5時15分の閉館にはとても間に合わない。せめて7時までにと要望した経緯があり、結果6時までの施行になったわけですが、日中、保護者と一緒に行けない児童等のことも考え、ぜひとも閉館時間を7時まで延長するよう求めたいと思います。市長、いかがでしょうか。

次に、**はり・きゅう・マッサージ施術費助成の拡大と対象年齢の引き下げ**についてお伺いいたします。本市におけるはり・きゅう・マッサージの施術費助成に対する目的は、高齢者の負担の軽減を図り、健康保持等福祉の増進を図ることであり、対象年齢は65歳以上となっております。さらに助成額は1回につき1,000円の助成券6枚です。健康保持のためと目的にうたっておりますように、はり・きゅう・マッサージを行うことにより病気の改善にもつながり、予防医学的な面も考えられ、医療費の軽減にも結びつく可能性も考えられます。ということで、現在6枚の補助券をせめて10枚つづりで助成し、高齢者のさらなる健康保持につながるようにすべきではないでしょうか。そして対象年齢につきましては、せめて60歳に引き下げたらどうでしょうか。私は以前40歳代からということを提案した経緯もありますが、とりあえず60歳に引き下げを提案します。ちなみに、この助成券はほかの助成券と違い使用枚数で精算されるものであり、ほとんどが減額精算になっているようです。要するに、使わない分減額になるわけですので、無駄にはなりません。60歳からだと市長も対象になるはずで、市長は毎日の運動も欠かさず行い、健康には自信がおありのようですが、さらに健康保持のためにも、

はり・きゅう・マッサージを利用され、激務に励んでいただきたいと思います。どうか前向きの御答弁をお聞かせください。

次に、**国民健康保険が抱える問題点と再生への視点**について市長のお考えをお聞きするものです。この間、国保問題ではそれこそ何度も質問し、高すぎる国保税の引き上げには断固反対を表明し、さらに引き下げを求めてまいりました。しかし、実現されておりません。そこで今回は国保の問題点について市長のお考えをお聞きしたいと思います。まず、市長は**なぜ国保税は高い**とお思いでしょうか。改めてお聞かせいただきたいと思います。私は私なりの理由を述べますので、市長も市長としてのお考えをお聞かせください。高い理由の1点目として、まず、国保における重い保険料負担は、そもそも社会保障における社会的扶養部分の一翼を担う事業主負担が存在しないことです。国保の被保険者負担は協会けんぽの約2.7倍、健康保険組合に対しては約3倍もの負担率となっています。2点目は、資産割や応益割の存在です。国保税は応益割と応能割によって算定されます。応能割は世帯の支払い能力に応じて賦課され、所得や資産に応じて額が決定される所得割と資産割があります。本市におきましては資産割は廃止になっています。よって、所得割のみです。また、応益割は世帯の支払い能力とは関係なく、等しく賦課されます。それは人数にかかわらず1世帯として賦課される平等割と家族に何人の被保険者がいるのか、その人数に応じて賦課される均等割があるわけです。しかし、他の医療保険は保険料算定に当たっては被保険者の給与を標準報酬月額に当てはめ、定率の保険料が算出されています。そこが大きな違いであります。国保税が高いのは、要するに所得がなくても資産や世帯、家族の人数に応じてかかってくるこの仕組みが存在しているからです。3点目は何といたっても国庫負担の減少です。事業主負担の存在しない国保には、社会保険としての要件である社会的扶養部分として公費の投入は欠かせませんが、その割合が低下していることが国保財政の脆弱さの大きな要因でもあります。この間の国庫負担の変遷は省略しますが、重要なのは1984年に国保法を改悪し、国保の医療費部分への国庫負担率を45%から38.5%に引き下げましたが、これはそれまでの国庫負担比率を医療費の45%としていたのを医療給付費の50%と改定したことによるものです。以上、3点にわたって国保税の高い理由を述べましたが、この点について、まず市長のお考えをお聞かせいただきます。

次に、問題点の2点目として、**生存権をも否定するペナルティー**についてお伺いいたします。国保税の納付期限が過ぎても支払わずに滞納すると督促を受けたり延滞金が加算されます。また、特別の事情がないにもかかわらず保険税の滞納が続くと保険証の返還が求められます。これがいわゆる資格証明書です。この資格証明書を持って病院へ行った場合、一たん医療費の全額を自己負担しなければなりません。つまり、医療を必要とする際、お金がなければ病院に行けないこととなります。つまりこれは生存権を否定するペナルティーであると言っても過言ではありません。この点について市長はどのようにお考えでしょうか。

次に、3点目として、**国保改革の視点**についてのお考えをお聞かせ願います。この問題につ

いて専門的に研究されている大学教授等の著書によりますと、次の一文が目にとまります。

「国保制度についてはいずれの自治体も政府も国保を相互扶助制度としていることです。特に政府公報については保険料の支払いの見返りに医療が受けられるというのは私的保険ないし、せいぜいのところ保険一般の解説でしかなく、これは到底社会保険を説明したものとは言えない。つまり、戦前に制定された旧国保法の条文に依拠しているものと思われる。だから助け合い制度であると規定しているのであって、改定された国保法に基づくものでなければならない」と述べています。改定された国保法第1条（この法律の目的）において「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」とあります。当然ながら国保を単なる相互扶助ではなく生存権を具現化した社会保障制度として位置づけたことを意味するものとしています。したがって、国保における療養の給付を受ける権利は、保険税や一部負担金の支払いを前提にしているわけではなく、国民は社会保障として当然の権利が付与されているものと解釈されます。このような点からも大きな課題である国保改革の視点として、保険主義を強化するのではなく、人権原理を徹底させることが大切だと思います。市長、いかがでしょうか。

4点目については、**一般会計から繰り入れ**を行い引き下げよう、この間何度も求めてまいりましたが、改めてこのことを求めたいと思います。ことし4月の選挙後、国保引き下げを求める署名を市長に提出させていただきましたし、その後も街頭から署名活動を行い、10月28日には改めて市長あてに引き下げを求める要望書も提出させていただいたところです。この引き下げについては法定減額が行われておりますが、私が求めているのは一般会計から繰り入れをして全世帯への減額であります。思い切って一般会計から繰り入れを行い、引き下げを実行しませんかということです。本当に皆さん頑張って頑張って納めているのです。

5点目、**減免制度の周知と自由申請について**お伺いいたします。これについては要望でも行いましたが、国保税を払えず短期保険証にされたり資格証明書が発行されたりで、生存権の問題、社会保障としての位置づけなど前段で述べさせてもらいましたが、国が補助率を引き上げ、市からも財政補てんが行われ、所得も上がり、国保税が払える、こういった状況ができない限り、まずは減免制度を活用させることです。しかし、保険税を払えず、市役所に相談に行けばどのくらいなら払えるのか、本年度はどうかなど、支払い方法について話し合いをすることがほとんどであり、減免という方法もあるとはほとんど知らせてもらえないようであります。この減免制度を活用することを強く求めたいと思います。

最後に、住宅リフォーム助成制度について述べます。余り時間ありませんので、これについては請願・陳情も上がっております。私は平成16年からこれらを実施するよう求めてまいりましたが、昨年からの実施によって市民からも大変喜ばれ歓迎されているところです。どうかこの**住宅リフォーム助成制度を来年度も実施**するようお願いをいたしまして、この場所での質問を終わりにいたします。（拍手）（降壇）

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長（小畑 元君） ただいまの笹島議員の御質問にお答えいたします。

1点目、焼却灰処理問題について。①「住民からの要望があればいつでも説明する」では全く受け身の態勢。これでは市民の信頼は得られないという御指摘ですが、放射性セシウムを含む焼却灰の受け入れにつきましては市民の安全の確保を最優先と考え、最初に処分場のある花岡地区で説明会を開催いたしました。議員御質問の花岡地区以外でも積極的に説明会を開催すべきではなかったのかということにつきましては、まずチラシの全戸配布により焼却灰受け入れについての市の考え方や安全対策などについて市民への周知を図り、その上で要望に応じて説明会を開催することとしていたものでありますので、御理解をお願いいたします。

②搬入再開はできないとの結論。市民運動から何が見えたのかの御質問ですが、セシウムが含まれた焼却灰の安全性に対する不安から受け入れに反対する声が上がったものと思っております。そのような不安を払拭するためには、一自治体としての取り組みではなく国が安全性等について明確な指針を示し、処理についても責任を持って取り組むことが必要であると考え、今般、国に対して要望書を提出したところであります。

2点目、子供に対する医療費助成に関する県の意向調査についてであります。①県への回答内容はどのようなものだったのか、②今後の市の拡充についてであります。この2点につきましては関連がありますので、一括してお答え申し上げます。県からの意向調査に対しましては、医療費助成の対象年齢を引き上げること、入院については中学校卒業まで拡大すること、所得制限を撤廃すること、自己負担を廃止することを要望したところであります。福祉医療制度の見直しについては、県では前向きに現行制度の拡充を検討していることから市でもその対応を期待しており、また、市単独分の拡充については意向調査をもとに検討される県の拡充内容を見ながら対応してまいりたいと考えております。

3点目、生きがいを持てる高齢者居場所づくりの設置と、その際に専任者を置くことについてであります。議員御指摘のとおり、地域の高齢者が気軽に集い歓談する場所があるということは、引きこもりの防止や介護予防、見守りの観点からも重要であります。このため、町内会や地域の老人クラブが市内80カ所で実施しております、ふれあいいきいきサロン事業、市が実施している介護予防・閉じこもり予防事業、生活管理指導事業などから、自分に合った事業を選択し御利用いただくことによりまして、活力ある生活を送っていただけるものと考えております。また、議員御提案の高齢者の居場所の設置と専任者の配置につきましては、設置主体や管理運営の面も含め、今後検討したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

4点目の図書館の開館時間は、午後7時までにつきましては、後ほど教育長からお答え申し上げます。

5点目、はり・きゅう・マッサージ施術費助成の拡大と対象年齢引き下げについてであります。市では昭和55年度から施術費助成事業を行ってまいりました。当初は満70歳以上の方に

500円券を年間4枚交付していましたが、その後見直しを図り、現在は満65歳以上の方を対象とし、1,000円券を年間6枚交付しております。県内では25市町村のうち15市町村でおおむね同様の助成を実施しております。本市では昨年度、1,357人の申請に対し8,142枚を交付し、そのうち65%の5,275枚が実際に使用されております。議員御提案の対象年齢を満60歳以上とし、年10枚の交付とすることにつきましては、制度の目的である市民の健康保持の面で効果が期待されるところでありますが、現在、制度の利用率は対象者約2万5,000人のうち約1,400人と全体の6%にとどまっていることから、当面はこの制度の一層の周知を図り、利用率向上に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

6点目、**国民健康保険が抱える問題点と再生への視点について**であります。①**なぜ国保税は高いのか**についてであります。厚生労働省が公表している医療保険加入者の1人当たりの平均保険料を見ますと、平成21年度で市町村国保8万3,000円、国保組合12万4,000円、協会けんぽ8万6,000円、組合健保9万円、共済組合11万円となっており、本市の22年度の国保加入者1人当たりの平均保険税額は7万6,772円となっております。市では、所得の低い方に対し均等割、平等割の7割・5割・2割の軽減措置を初め、災害に遭うなど特別な事情により納税が著しく困難な方には国保税の一部または全部について減免を実施しており、本年度は50世帯が対象となっております。さらに、勤め先を解雇された方などに対する軽減措置も実施しており、200の方が対象となっております。1人当たりの医療費は、少子高齢化、医療の高度化などにより年々増加しておりますが、これ以上の税負担とならないよう基金を活用し、また、医療費抑制を図るべく特定健診や各種検診の受診率アップ、ジェネリック医薬品の普及を促進しながら国保財政の安定運営と国保加入者に対する助成事業等のさらなる周知に努めてまいります。

②**生存権を否定するペナルティー**ということですが、市では納期限から1年を超えて国保税の滞納が続いている世帯に対し、通常の保険証にかえて短期被保険者証を交付することとしており、12月1日現在で945世帯、1,711人が対象となっております。また、納付していただくためにさまざまな手だてを講じてもお納付相談や弁明の機会に応じただけでない場合などに、やむを得ず資格証明書を交付しているところでもあります。12月1日現在で69世帯、96人が対象となっております。資格証明書は国の指導に基づき要綱を定めて運用しており、医療機関を受診した医療費を全額支払った後で保険給付分の返還を受けるものであります。市では国保加入者の方々が必要な医療を受けることができるようきめ細かな対応をしながら、柔軟かつ慎重にこの制度を運用し、あわせてこの制度の本来の目的である被保険者間の税負担の公平を確保し、国保財政の健全運営を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

③**国保改革の視点について**であります。国では今後の医療保険制度について将来的には一本化したいという方向性を示しており、その前段階として後期高齢者医療制度の廃止及び国保の

広域化を推進するとしております。市としましては基本的に、将来にわたって国民が全国どこでも同じ負担で同じ医療が安心して受けられるよう、国民皆保険制度を堅持すべきと考えております。今後も国の動向を注視しながら、国の責任において財源を確保し安定的かつ持続的に運営ができるよう、また市の負担増とならないよう市長会等を通じ国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

④**まずは一般会計からの繰り入れを**という御提言であります。県内の自治体においても国保会計の財政状況により特定健診等の自治体持ち出し分や地方単独事業、福祉医療部分の国庫負担金等の減額相当額を法定外で繰り入れているところがあります。しかしながら国では法定外での繰り入れは好ましくないとして、繰り上げ充用を含めて、今後解消するものと方向づけをしており、国保会計はあくまでも国・県などの補助金及び自己負担額と国保税で賄うことが基本であると考えております。なお、本市の税率は県内13市の中で7番目であり、当分は基金等の活用により法定外繰り入れによる赤字補てんを行わず運営してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

⑤**減免制度の周知と自由申請を**についてであります。減免制度については市内全戸に配布している保険課広報「あんない」や納税通知書に記載しているほか、収納課での納税相談においても説明を行っているところであります。今後は、納付困難な方が「減免制度を知らなかった」、または「申請方法が分からなかった」ということがないように、これまで以上にさまざまな機会をとらえて減免制度を周知するとともに、税務課及び収納課に減免申請相談の表示をするなど、相談しやすい環境を整えてまいりたいと考えております。

7点目、**住宅リフォーム助成制度は来年度も実施を**ということですが、この事業につきましては、本年度は前年を上回るペースで申し込みがあり、11月末までの申請件数は1,152件、補助対象工事費は19億5,100万円、補助金交付予定額は6,875万円に達しております。本事業は県の補助事業とあわせて御利用いただくことにより事業効果が高まるものであり、地域経済の大きな下支えとなっているものであります。県では来年度も事業を継続する方向で検討しているとのことであり、本市におきましても同様に継続してまいりたいと考えております。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○**教育長（高橋義之君）** 笹島議員御質問の4点目、**図書館の閉館時間は午後7時まで**ににお答えします。開館時間の延長につきましては市民サービス向上の観点から平成18年度より22年度までの5年間、6月から8月までの平日に45分間延長し午後6時までとする試行に努めてまいりました。その結果、延長時間中の1日平均入館者数は5年間の平均で7.2人、あわせて延長することによって増加した電気消費量は3カ月間の合計で約2,200キロワット、約3万円相当でありました。こうした結果を踏まえ、開館時間延長の本実施に向け実施時期や延長時間のあり方などについて、図書館派であります笹島議員の御提言を踏まえて、あわせて図書館協議会や利用者の方々の御意見を集約しながら省電力の要請などの状況も勘案し詰めてまいります

ので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○26番（笹島愛子君） 議長、26番

○議長（藤原美佐保君） 26番。

○26番（笹島愛子君） 時間がありませんので、簡単に再質問を行います。まず焼却灰の問題についてですけれども、市長はチラシを全戸配布したとか花岡で説明会を開催したとかお話しされましたが、やる、やらないの思惑はどうであれ、市民は最高責任者である市長が出てきて、市長の口から「こういった事業をやっているけれども」というふうな話を、そして、それに対して市民がどのような意見を持っているのか、わからないことだらけの初めての放射能問題ありますので、これについてはその都度市長に出て報告していただきたかったと思います。担当課の方にはいろいろ調査して一生懸命説明をしていただきました。しかし、今後の行政運営を考えてもこういった大問題になったときは、市長みずからここでやると、この次はここでやるというふうにやっていただきたいと思います。これについて誤解のないように言っておきたいと思いますが、事業を推進するために市民を説得するためにやれと言っているのではありません。この大問題だからこそ、こういった問題があるということで、みずから説明をすべきだということを言っているのであります。このことについて市長、もう一度お聞かせください。

それから国民健康保険についてであります。これについてはさきの佐々木公司議員がカラスの問題で何度もやったと言っておりましたけれども、私もこの問題については本当に何度も市長とやりとりをさせていただきました。この国保税引き下げにつきましては、本日の新聞を見ましたら、例えば群馬県太田市では、この5日までに国保運営協議会の答申を受けて平等割のところを1万円引き下げするという報道がありました。この太田市の場合は、平等割が現行2万4,000円だそうです。その1万円を引き下げするというのであります。これは大きいと思えました。ちなみに大館市の現在の世帯割は、正確なところを言いますと医療費部分の平等割の引き下げということであります。本市における医療費部分の世帯割は1万9,000円あります。これを1万円下げるとまでは言いませんが、太田市では2万4,000円から1万円引き下げですので1万4,000円の世帯割ということになります。そこのところも考えながら7割・5割・2割の法定減免ではなく、全加入者を対象にした軽減をぜひやっていただきたいということでもあります。そのためには一般会計からの繰り入れがどうしても必要だと思われ。ちなみに太田市では国保基金を活用していたということでもあります。詳しいことはわかりませんが、「国保税引き下げへ」という大きな見出しで載っておりました。この国保税については収納率がペナルティーを受ける91%まで落ち込んでおりましたが、加入者の方は頑張ってお納めしております。それでも滞納がふえています。そこで市長にお聞きします。改めて税負担の公平とは言わずに、生存権を守るというこの立場からぜひ検討していただきたいと思います。

それから、資格証明書の発行が12月現在69世帯ということですが、これについては市長も答弁されましたが、その資格証明書を持って病院に行けば医療費の10割を払わなければなりません。もちろん後で戻ってきますが、その手続も煩雑であります。そういったことも含めて資格証明書はやめて短期保険証でやりくりしたらどうでしょうか。これについては埼玉県のさいたま市だったと思いますが、資格証明書を発行しないで短期保険証でやりくりしているということも聞いています。また、京都市あたりの大きな自治体では7割・5割・2割軽減のところの率がかなり高くなっているようであります。本当に国保の問題は一自治体だけでは大変だということは最初の「なぜ国保税は高いのか」というところでもるるお話ししましたが、直接命にかかわる問題でもありますので、ぜひともこの引き下げを検討していただきたい。そして資格証明書はやめていただきたいということについてお聞きします。

それと、子供の医療費に関する問題については県内の首長の皆さんと団結して、県に対してぜひ実行できるように頑張っていたきたいと思えます。

図書館の閉館時間について今教育長の方から答弁がありましたけれども、1時間延びた分が7人ちょっとだということですが、これはきちんと市の方で宣伝しなければだめだと思います。ただやっているからではだめです。また、電気の消費量のこととも言われましたが、このことについては市民サービスの一つとして、また活字離れと言われている現代でありますので、この図書館については真剣に考えていただきたいと思えます。以上です。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（藤原美佐保君） 市長。

○市長（小畑 元君） 笹島議員の再質問にお答えしたいと思えます。焼却灰処理問題にかかわらず、場面、場面で必要に応じて私自身もできるだけ市民の皆さんのお声を聞かせていただいたり説明するようにしていきたいと思えます。

次に国保ですけれども、いつも議論がなかなかうまく具合にかみ合わない一つの理由として、現在の国保制度の中でできるものと国保制度をまるっきり形を変えてもう一度作り直すかどうかということについてはかなりいろいろな議論が出てくるのではないのでしょうか。現在の国保制度においては御案内のとおり、皆さんから国保税という形でいただいておりますが、それを原資として、国・県の補助金を入れてその範囲内で運用させていただいているということがあります。確かに平等割と言いましょか、それをもっといろいろ検討したらどうかということも当然審議会にお諮りしながら議論していかなければいけないと思えますが、その範囲内とその制度の枠を超えてもう一回市単独として全く別の形で、国保制度というよりはむしろ他の助成制度と考えるかどちらかの選択でなければ今の範囲内でできることというのはどうしても限られてくると思えます。その辺はどうぞ御理解いただきたいと思うのであります。特に、資格証明書の発行に関しても同じことが言えると思えます。こちらの呼びかけに応じて、せめて説明の機会をいただいたり、こちらの方の説得の機会をいただいたり、話し合いの機会をいた

だくということがなければどうしても資格証明書ということになるわけであります。お互いが話し合っ、例えば滞納分についてはこういう形で払っていただくよう努力していただきというコミュニケーションが全くない場合に、万やむを得ずに資格証明書を発行という事態になるわけであります。我々も最大限の努力はしていきたいと思ひます。しかし、どうかこういった実態も広く皆さんに御理解いただければありがたいと思ひます。

子供の医療費については私が答弁で申し上げましたとおりのことを県の方にも要望しております。市長会を通して強力にこれも要望してまいりたいと思ひます。

図書館に關しましては教育長にかわって私の方からお話ししますが、できれば自由にお使いいただける図書館であってほしいと思ひますので、財源の面だけで言うならば私どもの担当になるわけで、できる限りのことをしていきたいと思ひております。以上です。

○26番（笹島愛子君） 議長、26番

○議長（藤原美佐保君） 26番。

○26番（笹島愛子君） 図書館については市長からもお聞きしたいと思ひておりました。かなり市長は勉強されたことで、図書館をかなり活用されたのではないかとと思ひておりますが、これは教育委員会とも相談してやっていただきたいと思ひます。

国保につきましては収納率によって普通調整交付金を減額するペナルティーもあります。これについては国に対して何とかこの制度を廃止するようということをお求めていただきたいと思ひます。最後になります、もう一度一般会計から繰り入れをして引き下げる方向で考えていただきたいということをお願いして終わります。

○議長（藤原美佐保君） 次に、佐藤健一君の一般質問を許します。

〔21番 佐藤健一君 登壇〕（拍手）

○21番（佐藤健一君） いぶき21の佐藤健一です。一般質問も2日目に入り、しかも最後ということで皆様お疲れのことと思ひますが、最後までおつき合いお願いします。それでは通告に従いまして4点について質問いたします。

1点目、**新規需要米と転作作物**についてであります。今、大館市の農家はTPP問題、原発事故による風評被害、農業者戸別所得補償制度の見直し論等で将来の日本の農業の不透明さに不安と危機感を抱いている方が大部分ではないでしょうか。将来の不安という点では新規需要米についても言えるのではないかとと思ひます。米粉用米の需要は伸びず、飼料用米に至っては「安くてもいいから」と新規の飼料会社に交渉しても「ただでもいらぬ」と断られるそうです。昨年産の飼料用米がJAあきた北の倉庫に30キログラムで1,300袋、きのう現在で残っているそうです。市では平成21年度より3カ年事業として水田の有効活用のため、新規需要米の認定を受けて飼料用米等を作付した地域農業の担い手となる農業者等に対し10アール当たり2万円を助成しており、国の10アール当たり8万円と合わせて10万円となっております。今議会

に作付面積確定に伴う補正予算1,394万6,000円が計上され、合計3,394万6,000円となる予定であり、農業予算では突出している感があります。ことしの作付面積は今年の2倍強と、大分ふえております。このままでは将来、飼料用米の破棄という問題も出てくるのではないかとJAでは言っております。このような飼料用米に今後も補助金を継続していくつもりでしょうか。水田の有効活用の抜本的施策と言えるでしょうか。私はむしろ他の転作物（枝豆・山の芋・アスパラガス・ネギ・カボチャ等）にこの補助金を削ってでも厚い助成をすることが将来に効果があると思いますが、市長の御所見をお伺いします。

2点目、大館市農業公社の今後についてです。平成21年3月に設立されました市の農業公社ですが、設立時の計画では耕作放棄地調査後、農業経営に関する相談や営農指導、農地の利用あっせんなど解消対策を進め、利活用されていない農地については公社が農産物の生産を行うとなっていました。先日の新聞報道では解散を検討しているとのこと、当初の目的の耕作放棄地は解消されたのでしょうか。本当にやる気があったのでしょうか。私は疑問視しております。今、TPP交渉への参加について協議中のようですが、私は絶対反対です。万が一参加しますと、安い農産物が入ってくるのも心配ですが、それによって耕作放棄地がふえ農村が荒廃し、地域経済の崩壊が危惧されます。耕作放棄地対策は重要な課題です。例えば、重機を持っている建設業者など民間企業の農業参入に後押しやらもっといろいろなものを模索していく必要があると思いますが、公社の今後と耕作放棄地対策について市長の御所見を伺います。

次に、集落営農組合の法人化についてであります。農地集積の一環として結成された集落営農組合は、聞くところによると現在45組織あり、1組織だけが法人化されているということです。たしか、当時の要件の中には5年以内に法人化という文言があったと思いますが、今はどうなっているのでしょうか。法人化にはなかなか踏み切れない組織が多いと推測されますが、法人化しなくても今後も引き続き活動ができるのか伺います。また、政府は10月に農林漁業の再生・強化に向けた基本方針を決定しています。その中で、集落単位で農地の集積を進めて平地で20ないし30ヘクタール、中山間地域で10ないし20ヘクタールが大宗を占める構造を目指しています。市でも集落営農の組織化をさらに推進すべきだと思いますが、法人化とあわせて市長の御所見を伺います。

最後に4点目、岩瀬橋についてです。市では平成21・22年度で市内全部の橋梁を調査したようですが、市道早口川口線にかかる岩瀬橋は、朝晩の通勤時には国道7号の混雑を避けるための迂回路にかかる重要な橋ですが、築後50年を経過し老朽化により大変危険です。早急な対策が必要と思いますが、その整備計画をお伺いします。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）（降壇）

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長（小畑 元君） ただいまの佐藤議員の御質問にお答えいたします。

1点目、新規需要米と転作物についてであります。在庫が多くなっている飼料用米の将来

はということですが、さらに別の転作作物の助成を厚くするべきではないかという御提言についてであります。新規需要米の作付面積は平成21年度34ヘクタール、22年度98ヘクタール、23年度198ヘクタールとなっております。出荷数量で見ますと、21年度244トン、22年度700トンの実績で、23年度は1,385トンの見込みとなっております。議員御指摘のように22年度のJAでの取扱量455トンのうち約60トンが在庫となっており、本年度の収穫分が加わってくると相当量の在庫が発生することが予想されます。新規需要米のうち飼料用米はこのところの円高の影響もあり、外国産飼料との価格競争により動きが鈍くなっているものと考えられますが、飼料の国産化という観点からは需要が見込めるものと考えており、今後、在庫解消に向けJA等関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。また、重点戦略作物9品目についてはJAによる種苗費等の助成のほか、本年度から本格実施となった農業者戸別所得補償制度による産地資金や政策転換対応型農業支援事業を活用した助成を行っており、農業夢プラン事業でも県の助成12分の4に加え市の助成を12分の1から12分の2にふやすなど、総合的な支援を行っているところであります。24年度に向けては重点戦略作物以外の転作作物も視野に入れながら、さらに効果的な支援を行うよう検討してまいります。

2点目、農業公社の今後についてであります。耕作放棄地の調査は終了したが、今後の計画はということですが、農業公社は県のふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、平成21年度から本年度までの3年間で市全域の耕作放棄地や遊休農地の現況調査と所有者の意向調査を実施してまいりました。本年度で調査及び県の基金事業が終了することから、現在、農業公社の理事会では解散も含めて今後の対応を検討しているところであります。今後の耕作放棄地の対策については、本年4月に市・JAあきた北・市農業委員会・北鹿農業共済組合・各土地改良区などで組織した大館市農業再生協議会が24年度から農業公社で調査した耕作放棄地等のデータを引き継ぎ、農地の集積や耕作放棄地の解消、荒廃地の再生に向け農地バンクの創設も含めて検討していくことにしております。

3点目、集落営農組合の法人化についてであります。結成5年後の法人化はどのようにするのかについてであります。集落営農組合の法人化の達成予定日は各組合の規約に法人化計画の作成日から起算して5年以内の日と規定されておりますが、農政事務所の承認を受ければさらに5年を超えない範囲内で延期することができるものとなっております。集落営農組合の設立と法人化の状況は、平成11年度からこれまで合計18の組合が設立され、そのうち12年度と22年度にそれぞれ1組合ずつが法人に移行しております。現在、残り16の集落営農組合がまだ法人化されておませんが、本年度、県と共同で重点5集落において法人化移行についての座談会を6回開催してきたところ、1組合が法人化に向けて動き出しているところであります。集落営農組織の法人化のメリットとしては、集落の農地を法人のもとで一括して計画的に利用し、労働力の軽減やコストの低減が図られるとともに、対外信用力の向上により経営発展が見込まれることなどがあります。また、ほ場整備事業では、法人化することで受益者の負担割合が低くな

るなどのメリットもあることから、今後も法人化に向けた支援を継続してまいりたいと考えております。

4点目、岩瀬橋についてであります。老朽化している岩瀬橋の整備計画についてであります。近年、全国的に老朽化した橋梁が増加し、各地で重大な損傷が発見されるなど大きな社会問題となっております。市の橋梁は22年度末現在で452橋あり、このうち建設後50年を経過しているものが5橋ありますが、10年後には208橋に急増いたします。市では21年度から全橋梁の点検を進めてきており、本年度中にはその結果をもとに、維持管理の基本方針を示す大館市橋梁長寿命化修繕計画を策定する予定で、今後はこの計画に沿って修繕工事等を実施してまいります。御指摘の岩瀬橋につきましては昭和29年に建設されたもので、点検の結果、老朽化が進んでおり、コンクリート床版や橋げたにひび割れや剥離、鉄筋の露出等の損傷が確認されておりますので、優先的に修繕してまいりたいと考えております。修繕やかけかえを要する橋は今後、相当数増加すると見込まれ、多額の経費が必要になると予想されます。市の財政状況を勘案し国の補助制度を活用しながら計画的な修繕を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（藤原美佐保君） 以上で、一般質問を終わります。

日程第2 議案等の付託

○議長（藤原美佐保君） 日程第2、議案等の付託を行います。

議案等29件は、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ各委員会に付託いたします。

議 案 等 付 託 表 (第2号)

番 号	件 名	付託委員会
議案 第107号	大館市役所出張所設置条例の一部を改正する条例案	厚 生 委
〃 第108号	大館市へき地保育所設置条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第109号	大館市暴力団排除条例案	〃
〃 第110号	大館市立小、中学校に関する条例及び大館市学校給食センターに関する条例の一部を改正する条例案	教 産 委

議案 第111号	大館市公民館条例の一部を改正する条例案	教 産 委
〃 第112号	大館市公民館使用条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第113号	大館市児童育成施設に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第114号	大館市スポーツ推進審議会条例案	〃
〃 第115号	大館市田代老人福祉センターの指定管理者の指定について	厚 生 委
〃 第116号	大館市小畑勇二郎記念館の指定管理者の指定について	教 産 委
〃 第117号	平成23年度大館市一般会計補正予算（第9号）案	（ 分 割 ）
	<p>第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、</p> <p>歳入 全 部</p> <p>歳出 第1款 議会費</p> <p>第2款 総務費（ただし、第1項第19目・第22目及び第3項を除く）</p> <p>第9款 消防費</p> <p>第12款 公債費</p> <p>第3条第3表 債務負担行為補正のうち、地域ポータルサイト構築事業</p> <p>第4条第4表 地方債補正</p> <p>（ 最 終 調 整 ）</p>	総 財 委
	<p>第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、</p> <p>歳出 第2款 総務費のうち、第1項第19目・第22目及び第3項</p> <p>第3款 民生費</p> <p>第4款 衛生費（ただし、第1項第17目を除く）</p> <p>第3条第3表 債務負担行為補正のうち、浄化槽維持管理業務委託料（十二所保育園・釈迦内保育園・粗大ごみ処理場）、家庭ごみ減量推進事業</p>	厚 生 委
	<p>第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、</p> <p>歳出 第5款 労働費</p> <p>第6款 農林水産業費</p> <p>第7款 商工費</p>	教 産 委

	<p>第10款 教育費</p> <p>第11款 災害復旧費</p> <p>第2条第2表 繰越明許費</p> <p>第3条第3表 債務負担行為補正のうち、浄化槽維持管理業務委託料（道の駅「やたて峠」・勤労青少年ホーム・コンポストセンター・五色湖周辺施設・湯夢湯夢の里温水プール休憩所・小学校・中学校・十二所公民館・有浦児童会館・鳥潟会館・郷土博物館・学校給食センター）、農業者拡充支援事業、空き家バンク事業、観光力レベルアップ事業</p>	
	<p>第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、</p> <p>歳出 第4款 衛生費のうち、第1項第17目</p> <p>第8款 土木費</p> <p>第3条第3表 債務負担行為補正のうち、浄化槽維持管理業務委託料（米代川河川緑地）</p>	建 水 委
議案 第118号	平成23年度大館市介護保険特別会計補正予算（第2号）案	厚 生 委
〃 第119号	平成23年度大館市水道事業会計補正予算（第3号）案	建 水 委
〃 第120号	平成23年度大館市病院事業会計補正予算（第3号）案	厚 生 委
〃 第121号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	総 財 委
請願 第3号	放射性セシウムを含む焼却灰の受け入れ再開への反対について	厚 生 委
〃 第4号	大館版「カタログギフト」作成事業に関する助成について	教 産 委
〃 第5号	御成町南地区土地区画整理事業に係る地元企業優先について	建 水 委
〃 第6号	小発電システム構築に向けた当該地可能性調査について	教 産 委
〃 第7号	大館市住宅リフォーム緊急支援事業の継続的实施について	建 水 委
〃 第8号	大館曲げわっぱ体験工房の存続について	教 産 委
陳情 第11号	東台地区支援センター（仮称）の建設促進について	〃

陳情 第 12 号	社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないことを求める意見書の提出要請について	総 財 委
〃 第 13 号	原子力発電所の廃止、再生可能エネルギーによる発電の推進を求める意見書の提出要請について	教 産 委
〃 第 14 号	介護職員待遇改善交付金の継続を求める意見書の提出要請について	厚 生 委
〃 第 15 号	看護師等の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出要請について	〃
〃 第 16 号	社会保障と税の一体改革の中止を求める意見書の提出要請について	総 財 委
〃 第 17 号	年金受給資格期間を10年に短縮することを求める意見書の提出要請について	厚 生 委
〃 第 18 号	無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分 3 万3,000円の支給を求める意見書の提出要請について	〃

○議長（藤原美佐保君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、12月15日午後1時開議といたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時16分 散 会